

New National Association of Crime Victims and Surviving Families

新全国犯罪被害者の会
新あすの会

ニュース・レター

第1号 2022.9.30

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>〒100-8698
日本郵便株式会社
銀座郵便局 JPタワー内分室
郵便私書箱2346号
TEL : 03-3201-2070

CONTENTS

1. 創立大会の報告	⑥役員紹介 …………… 17
①何故、新全国犯罪被害者の会を立ち上げるのか …… 01	⑦規約 …………… 17
②来賓の御挨拶 …………… 05	2. 安倍元総理への追悼 …………… 19
③犯罪被害者による体験報告 …………… 09	3. 犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟 …………… 20
④北欧の被害者庁について …………… 12	4. 葉梨康弘法務大臣との面会 …………… 21
⑤大会決議 …………… 16	5. 第2号の予告 …………… 22

何故、新全国犯罪被害者の会を立ち上げるのか

新全国犯罪被害者の会 代表幹事 岡村 勲

長い間、犯罪被害者には、世間からは好奇と偏見の目で見られて、隠れるように生きていました。

葬式も済まないうちから、警察には呼び出され、起訴状も、判決も貰えず、裁判では証拠品のように扱われるだけでした。

市瀬朝一さんの努力や三菱重工の爆破事件があって、1980年（昭和55年）から、「犯罪被害者等給付金」（犯給金）という名目で、国から僅かな見舞金のようなものが貰えるようになりました。

今から、22年前の2000年1月23日、全国の犯罪被害者が、この会場の隣り、飯田橋駅近くの会場に集まりました。社会の底辺で、生きていた被害者が、初めて心を許して仲間と出会ったのです。堰を切ったように体験談を語り合う、その熱気。出席されていた諸澤英道先生は「あまりの悲惨さに頭が真っ白になりました」と挨拶されました。その光景を、私は、文藝春秋2000年7月号に「私は見た犯罪被害者の地獄絵」と題して書いております。

この日、集まった被害者は、その場で、「犯罪被害者の権利」と「被害回復制度」の確立を目指す全国犯罪被害者の会を立ち上げました。通称をあすの会と言うのは、「今日は苦しい、しかし明日はきっと良くして見せる」という被害者の決意を現したのです。



北海道から沖縄まで全国にわたる署名活動、二度にわたるヨーロッパ調査、自治体や総理大臣、衆参両院議長に対する働きかけ、数々の建議など、懸命の運動を続けました。

その結果、上川陽子先生などのご尽力により、2014年（平成16年）に犯罪被害者等基本法（基本法）が制定され、その翌年には犯罪被害者等基本計画が策定されました。

続いて、被害者の刑事裁判への参加、参加する被害者に対する旅費、日当の支給、被害者国選弁護士制度、訴訟記録の閲覧謄写、凶悪犯罪の公訴時効の廃止と大幅延長、懸賞金制度など、「犯罪被害者の権利」を確立することができました。

ここで特に申し上げたいことがあります。これらの運動に参加した被害者は、法改正による恩典は何

一つ受けていない、ということです。運動に参加した被害者は、過去の事件の被害者です。どんな制度を作っても、自分達には適用されない制度です。

にもかかわらず、被害者はこのことを知りながら、「これからの被害者に、自分たちが受けた苦しみを、受けさせたくない」との一心で運動したのです。被害者のこの崇高な心を思うと、今でも胸が一杯になります。

もう一つの目的である被害回復制度の確立は、補償の問題が中心になりますが、あすの会は、二度にわたって犯罪被害者補償制度案要綱（生活補償型）を公表するとともに、内閣府の検討会で議論を続けましたが、予算を伴うために思うような賛成を得ることができませんでした。

18年間続けた運動に疲れ果て、「あすの会」は、2018年6月3日、解散に至りました。

それから4年近く経ちます。

国から被害者が貰うお金は、先程述べた犯罪被害者等給付金、略称犯給金だけです。

「犯罪被害の賠償責任は加害者にあつて国にはない。被害者が加害者から賠償金を取り易いような制度を作り、被害者を援助する」というのが国の立場です（基本法12条）。

この犯給金ですが、制定当時から、その低額さが指摘され、諸澤英道先生は「涙金程度のものでしかない」と批判しておられました。全国犯罪被害者の会を設立した2000年（平成12年）の犯給金は、総額6億9600万円、解散した2018年平成30年の犯給金は総額7億4200万円で、多い年には10億円を少し超えることもありましたが、その前後で推移しております。

先程の岡本さんや市川さん達のお話を聞いても分かる通り、被害者は極めて厳しい生活を強いられております。

反対に、国が加害者のために、出している金額を見てみましょう。

加害者は刑務所に入ります。刑務所を管轄するのは、法務省の矯正局ですが、この矯正局の2022年度（令和4年度）の予算は、2369億100万円です。刑務所に勤務する職員の給与なども含まれておりますが、受刑者がいるために支出する金額ですから、加害者のために支出される金額ということになります。

刑期の3分の1以上を終えた受刑者は、仮釈放で刑務所を出て行く制度があります。釈放のしっぱなしと言うわけにはいかないのです、法務省の保護局が

保護、観察することになっております。この保護局の予算が、同じく2022年度で、274億6900万円になっております。

この二つの予算を合計すると、2643億7000万円になります。

被害者のためには10億円も出さないのに、加害者のためには2643億7000万円の金を出す。あまりの格差をどう思われますか。

ここで、世界に目を転じてみましょう。

「補償額に関する諸外国との比較」という資料を見てください。主要各国が、2020年にその国の被害者に支払った補償金額を表しておりますが、ここにおられる白井弁護士が作成したものです。

フランスは497億4000万円、ドイツは492億1000万円、イギリスは237億5000万円、アメリカは471億300万円、スウェーデン12億9000万円となっておりますが、日本は僅か8億2500万円です。

国民1人当たりの負担額に直してみると、フランスは742円、ドイツは592円、イギリス354円、アメリカ142円、スウェーデン129円となっております。

日本はたったの6円です。一体、どういうことでしょうか。国は、被害者を保護する気があるのか、と叫びたくなります。

刑務所や保護観察にお金をかけるなどとは言いません。加害者のためにこれだけの国費をかけながら、被害者には、たったの10億円そこそことは、あまりに不公平だと、言いたいのです。

被害者補償についての基本法の考えは、「損害賠償責任を負うのは、加害者であつて国ではない。国は被害者が損害賠償を取りやすいような施策を講じてやる」（基本法12条）というものです。

ドイツは、違います。第二次世界大戦で戦病死した軍人の保護を目的とした連邦援護法ができました。その後に制定された「犯罪被害者補償法」は、連邦援護法の影響を強く受け、「国家は権力を独占し、国民から武器を取りあげ、犯罪による危険にさらしたのだから、国民の安全を護るのは国の義務である。犯罪を発生させたのは、国の義務違反だから、国の責任である」として、軍人が戦死したときと同じ補償をしているのです。

1996年に制定されたイギリスの犯罪被害者補償法は、ドイツと違って連帯共助の精神で被害者を助けようというもので、我が国の犯罪被害者等基本法もこの路線にあるのですが、先に述べたように、我が国とは比較にならないお金を出しております。

基本法12条を受けて、刑事判決を出した裁判官が、判決に続いて、損害賠償を命じる刑事損害賠償命令という制度もできました。

被害者が、どれだけ加害者から補償を受けているかについて、2015年（平成27年）に日本弁護士連合会が調査をしています。それによると、被害賠償を受けた被害者は、殺人で3.2%、傷害致死で1.4%となっており、被害回復は殆どできておりません。

考えてみれば、そのはずです。勝訴判決や損害賠償命令を貰っても、加害者は刑務所の中にいるのです。取立てようがありません。

市川さんの事件のように加害者が自殺、行方不明などで、損害賠償請求の訴えすら起こせない場合もあります。

基本法の前文には、「犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは加害者である」とありますが、凶悪重大事件の加害者から賠償金をとることは、實際上、不可能です。

基本法前文は、「犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない」と書かれています。

そこで、私達は、国に対して、次の要望を致します。全部で7項目あります。

- 第1 被害者の加害者に対する損害賠償債権を国が買い取り、回収を行って頂きたい。
- 第2 加害者が自殺したり、特定ができないなどで損害賠償請求訴訟を起こせない場合も、国がその賠償請求権を買い取って頂きたい。
- 第3 被害者の病院での治療費、介護費、介護用品の購入費などは、国が立替払いをし、被害者等に求償しないようにして頂きたい。これはドイツでは既に実現している。
- 第4 被害者に対し、犯罪被害者カードを発行し、被害者はカードの提示で、すべての支援が受けられるようにして頂きたい。カードには、被害の内容、治療情報等を入力し、プライバシーを保護しつつ、各機関が必要な情報をカードで確認できるようにして頂きたい。
- 第5 被害者が直面する問題は、多方面で、長期にわたるから、相談毎にたらい回しするのではなく、1カ所で継続的に対応できる体制を作って頂きたい。
仮釈放された受刑者には、保護観察官や保護司が付いているが、被害者等にも寄添ってく

れる組織、制度をお願いしたい。

第6 第1ないし第5の業務を遂行するためには、犯罪被害者に関する施策全体を見渡し、一元的に統括する機能を持つ組織が不可欠である。この役割を担う被害者庁の設置をお願いしたい。

第7 第1ないし第6の施策を実施するために、当面、200億円規模の予算を確保して頂きたい。200億円と言っても、国民1人当たりの負担額は、159円で、世界的には低水準である。その財源については、罰金を利用することも考えられる。

以上、7項目の要望を申し上げましたが、現在ある犯罪被害等給付金制度や犯罪被害者支援センターによる相談などはそのまま存続させ、これらにとって代わろうと言うものではありません。

被害者庁については、先程斉藤先生からお話があったとおり、スウェーデンでは犯罪被害者庁及び強制執行庁が、ノルウェーでは暴力犯罪被害補償庁及び回収庁が設置されています。

スウェーデンの被害者に対する支出が少ないと思われるかもしれませんが、スウェーデンは高福祉の国で、福祉全般が手厚いため、被害者に特化した支出も小さくなっていると理解されます。犯罪被害者の会を立ち上げたとき、「被害に苦しむ者は、犯罪被害者だけではない。地震、洪水などの自然災害で苦しむ者もいる」とよく言われました。ドイツでこの質問をすると、「犯罪によって危険にさらされた社会共同体は、国家が構築したものであるが、天災にさらされた社会共同体は、国家が作ったものではない」という明確な答えが返ってきました。1959年（昭和34年）の伊勢湾台風によって制定され、東日本大震災後に大改正された災害対策基本法によって、この問題は克服されております。

本日、犯罪被害者は、再び被害回復制度の確立を目指して、立ち上がりました。

7項目の要望が実現し、基本法のいう「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができる日」が来るまで、戦い続けます。

ご支援を宜しくお願い申し上げます。

ご清聴、有り難うございました。

補償額に関する諸外国との比較

令和4年3月16日

白井孝一作成

以下は、各国がウェブサイトで公表している数字を基に、算出したものである。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
人口 (1百万人未満切り捨て)	1億26百万人 (2020年)	3億31百万人 (2020年)	67百万人 (2020年)	67百万人 (2020年)	83百万人 (2020年)	1000万人 (2020年)
総支給額 (1千万円未満切り捨て)	8億2千万円 (2020年)	471億3千万円 (2019年) ※1ドル=115.56 円換算	237億5千万円 (2020年) ※1ポンド= 154.91円換算	497億4千万円 (2020年) ※1ユーロ= 130.2円換算	492億1千万円 (2020年) ※1ユーロ= 130.2円換算	12億9000万 (2021年) ※1スウェーデン クローナ=12.29 円換算
日本の人口比に修正 した場合の総支給額	8億2千万円	178億 92百万円	446億 04百万円	934億 92百万円	745億 92百万円	162億 54百万円
1人あたりの負担額 (1円未満切り捨て)	6円	142円	354円	742円	592円	129円

